

種まき 通信No.48

いつも市民派 ずっと無党派
小林じゅん子 議会だより

事務所 〒399-8301長野県安曇野市穂高有明2104-10
Tel. 0263-83-4387 (090-4546-3496) Fax. 0263-83-4938
http://junko.voicejapan.net/ メールはjunko@childnet.ne.jp



発行日：2014年10月28日
発行者：小林純子

◆安曇野市議会9月定例会小林じゅん子の一般質問◆

- Q1. M産業の防音壁の危険性と一廃処理業の許可更新について
- Q2. 住民訴訟と訴訟費用原告住民負担について

Q1【質問】 増田建設産業（以下M産業）に対し、防音壁に係る変更届等に不明な点があったため、県は業者に報告を求めているが、その後の県の対応と市の一般廃棄物処理業許可更新への影響は。

【市民生活部長】 市の照会に対して県は「本年7月31日付でM産業から回答があったが、いまだ明確でないこと及びM産業から報告書の一部について、後日報告する旨の申し出があったので、追加報告を待っている。今後、仮に（防音）壁の強度不足が判明した場合には、M産業に対して改善など必要な措置を講ずるよう指導する」とのこと。

【質問】 県は建築基準法が適用される南側の防音壁（擁壁）については評価・検証できるとしながらも、その南側の壁について建築確認の完了検査を受けたかどうか不明、完了検査に必要な書類も写真もないと言っている。これは建築基準法違反ではないのか。

【市民生活部長】 建築確認の許可権者は県であるから、「もともと建築基準法違反ではなかったか？」については、再度県に確認して対応する。M産業については二つの裁判が係争中でもあり、許可更新に当たっては、慎重の上に慎重を期したい。

【まとめ】 私が言いたいのは、トマトの蔓が産業廃棄物なのか一般廃棄物なのかも分からずに、処理をしてみたら自社施設ではとても処理できるものでないわかった。そのため虚偽のマニフェストまで作って別の業者に再委託したという。こういう経過を見ると、

*** 豊科高家の旧羽田コンクリート工場跡地約3万㎡。住宅地に近接して県下最大級の大型パチンコ店が建設中です（下の写真）。駐車場958台分。近くで既に二つのパチンコ店が営業しているのに……**



M産業は廃棄物処理法の第7条第5項第3号「その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確にかつ継続して行うに足るもの」に違反しており、自分の会社で処理できるもの、できないもの、一廃と産廃の区別もできないような業者だということは明らか。許可更新に当たって、建築基準法違反の問題も含めてしっかりと審査をすれば、不許可とするしかないはず。

Q2【質問】 本庁舎建設に係る住民訴訟（公金支出等差止請求事件）の原告敗訴が確定したが、安曇野市はその訴訟費用を原告市民に請求するのか。

【市長】 判決に従い請求の権利は行使するという基本姿勢は変わっていないが、市議会が訴訟費用請求の見直しの請願を採択した経過もあり、今回の訴訟費用の請求については熟慮中である。

【質問】 私としては請求すべきでないという立場なので、市長が請願の採択も受けて熟慮中だということは有り難いが、実際に今回の訴訟費用について請求金額はいくらになるのか。その訴訟費用の請求の手續を代理人弁護士にお願いする費用は幾らかかるのか。

【総務部長】 あくまでも試算だが合計で4万4400円。代理人弁護士にお願いする手續費用は未定。500余名の原告団に対して確定処分正本を送る費用が、1通

安曇野暮らし なんでも相談室

個人的なことはけっこう政治的なのだ！

身近な話題・課題を持ち寄ってみんなで考えましょう。お気軽にご参加ください！

～小林じゅん子の議会報告もあります～

〔夜の部〕11月14日(金) 19:00

〔昼の部〕11月15日(土) 13:30

場所：市民ネット情報室
(薪ストーブの店・地平線倶楽部内)

問合せ：0263-83-4250（市民ネット情報室）
090-4546-3496（小林じゅん子）

1,072円として502名分で53万8,144円。この費用は訴訟費用に含めて訴訟費用の確定処分をすることになる。

【まとめ】 市長からは、いたずらに住民訴訟で市民と行政が対立するようなことがないよという発言があったが、市民と行政との対立と捉えてしまうことが、そもそも住民訴訟の趣旨から外れた考え方だと思う。住民監査請求や住民訴訟は市政への住民参加であって、対立ではない。よりよい市政を目指すために行う行為であるから、対立関係という考え方をまず無くしていただきたい。今回、市側の弁護士が「訴訟費用の請求はしない」とさっぱりと言ったのけたと聞いたが、この先生は住民訴訟の意義をよく理解しておられる。市長は「熟慮する」という答弁のとおり、この安曇野市の代理人弁護士とよく相談し、敗訴住民に訴訟費用を請求するようなことは行わないよう要望する。

市民が望んでいるわけでもない大型パチンコ店の建設が なぜこうも短期間に開発承認されてしまうのか

今回、なぜこんなにスピーディーに、表立った反対運動もなく、パチンコ店建設が決まったのか？それは地権者と立地の特殊性にあったのではないだろうか。

一般的なケースだと、地権者が個人であったり複数にわたることもあり、交渉の段階で周辺地域に出店の情報が漏れやすい（広まりやすい）。ということは、反対運動も早い段階で動き出す可能性があり、そう簡単に開発が認可されることはないと思われます。

ところが今回の場合、羽田コンクリート（現・ゼニス羽田）とパチンコ店と一対一で交渉ができたので、情報は漏れにくかった。加えてゼニス羽田は（固定資産税の負担が厳しいなど）出来るだけ早く土地の借り手を見つけたい事情もあったので、反対の動きが表面化する前に一気に開発承認まで行ってしまったのではないだろうか。

これだけ大きな店ですから、出店して利益が上がる事前に（極秘に）調査しているはずで、そういった調査に半年、1年はかかる

のではと思われます。だとすると、昨年の市長選前後に（市長が知っていたか否かにかかわらず）パチンコ店出店の話が出ていたというのはあり得ることです。羽田コンクリートの社員だった（県議会議員時代は顧問として在籍した）宮澤市長が、早い段階でパチンコ店出店の情報を得ていたとしても不思議はありません。

市長が、市民の暮らしやまちづくりを考え、田園産業都市を目指すなら、ゼニス羽田に対して、例えば「固定資産税の減免を考慮するから、この安曇野の地にふさわしい企業の誘致に向けて、もっと時間をかけて検討してほしい」というような対応も可能だったのではないかと。そして、その間に土地利用の見直しや特別用途地区の指定などを行うことで、無秩序な遊興施設の開発を防ぐことができたのではないかと。

今回のケースと同じく、何の制限もなくパチンコ店が建ってしまうような用途地域の指定は、再検討が必要ではないでしょうか。

種まき通信No.48

「種まき通信」の郵送を希望される方は電話・メールでお申し込み下さい。
◆「種まき通信」は年4回発行しています。そのうちの1回は新聞折込にてお届けしたいと考えています。毎号の郵送をご希望の方はお申し出ください。

この数字は？

月額7,500円

安曇野市議会議員の 政務活動費の金額

政務活動費とは、地方議員が調査研究その他の活動に役立てるために必要な経費として、報酬とは別に自治体から支給されるものです。原資は言うまでもなく税金です。「号泣会見・野々村問題」と言えばまだ記憶に新しい、あの兵庫県議会では月額50万円。「第二の報酬」と揶揄される所以です。では、安曇野市議会ではいくらか？月額7,500円ですから、不適切に使う余裕などない金額、そう私は思っていました。

ところが、です。8月30日の市民タイムスに「市議の視察旅行 問題指摘～豊科の矢沢さんが報告会」、信濃毎日新聞には「領収証に架空記載～2会派の視察旅行代」との報道。矢沢さんは、公職選挙法と政務活動費に関する公開質問状を安曇野市議会議員全員に送付。その結果をまとめ疑問点や問題点を報告・公開したのです。

この報道を受けても何ら動きの見えない議会に疑問を感じた私は、9月18日、増田議員、荻原議員の2人の無所属議員の賛同を得て、議長に対して「政務活動費に関する透明性の確保と説明責任の徹底を求める申し入れ」を行いました。

実は、この申し入れに賛同する議員を募っていたところ、これはまずいと思ったか、関係の会派長が各会派室をお詫びしてまわったのです。そのためかは分かりませんが、共産党や公明党からは申し入れに賛同を得られず。どこからともなく「議員叩きみたいなことはしたくない」、「問題の2会派の長に対応してもらえばいい」という声が聞こえてきて・・・、「お詫びしたし反省してるんだから、もう追及しなくても」に至っては何をかいわんや。お詫びするなら市民に対してではないでしょうか。

このところ全国各地で政務活動費のデータラメな使い方が批判的となっていますが、安曇野市議会でも他人ごとでは済まされない状況が見えてきました。このまま議会としての説明責任を果たさないのであれば、市民からの追及は免れないと思います。住民監査請求の動きもあります。そうなる前に、議会として襟を正すべきではないでしょうか。

◆決算審議は政策の事後評価であり予算編成の基本◆

決算は、市の施政方針、当初予算で示された重点課題の結果に対する事後評価であり、将来にわたってより効率的な行政運営を行うための予算編成の基本となるものとして重要な意味を持ちます。執行されてしまった予算は変えることはできませんが、しかし、問題があれば、それを指摘して後年の予算執行に役立てる、そこに決算の意義があります。ということで、以下に決算質疑から3点を報告します。

穂 高広域施設組合のごみ処理施設（穂高クリーンセンター）の更新は？

【答弁】この施設は平成6年9月の稼働から既に20年を経過しており、耐用年数が近づいている。必要な修繕等を行いつつ、できるだけ延命を図っているが、30年ごろには施設更新に着手し、平成33年度の新焼却施設の稼働を目指す計画。

フ ァインビュー室山運営事業、ほりで一ゆ～四季の郷運営事業、それぞれ民間譲渡に向けた取り組みの状況と今後の見通しは？

【答弁】農林部所管の宿泊3施設、ほりで一ゆ～四季の郷、ファインビュー室山、ビレッジ安曇野は、平成21年7月に安曇野市宿泊施設のあり方検討専門委員会の答申を踏まえ検討が進められ、平成23年12月に市としての基本的な方向性を定めた。ほりで一ゆとファインビュー室山については、平成29年度をめどに公の施設としては廃止し民間に譲渡する方向である。また、ほりで一ゆ～とファインビュー室山の指定管理者となっている第三セクターの今後のあり方としては、いずれは施設の譲渡を受けたいという意思を確認している。そ

れぞれ三セクを解消して純粋な民間企業になってから、その上で他の民間企業と同じ土俵で施設譲渡の入札に臨んでもらうことにしている。来年度中に三セク解消の手続きに入りたい。

二 ウォーター農園の指定管理10年契約のうち、3年経過した現時点での課題と今後の見通しは？

【答弁】3年目のH25年度は、トマト売上高が6億円を超え、期間損益の黒字化を達成をした。これは、当初のエア・ウォーター農園が公表した事業計画に掲げた目標であり、経営が順調に推移していることがわかる。しかし、第三者委員会（安曇野市三郷トマト栽培施設問題調査会）の再発防止の提言から「トマト栽培施設はひとしく住民の利用に供する公の施設とは言えない」との判断があり、指定管理を解消し施設を民間に譲渡する方向で準備を進めている。当施設の建設に係る起債約7億円は平成26年3月に完済したので、国の補助金についての協議もあるが、条件整備をしながら施設譲渡に向け、指定管理者のエア・ウォーター農園と相談していく。

安曇野市議会のモラル確立に関する決議 なぜ今!?

9月17日の議案質疑と請願の提案説明が終わったところで、小松芳樹議員が「安曇野市議会のモラル確立に関する決議」の動議を提案。この動議に賛成の議員が多数あり、議題として審議されることになりました。9月議会の会期が29日までであるなかで、わざわざこの日、動議によって緊急に決議を上げなければならない事情は何だったのか？

後でわかったことですが、無所属議員が（右記事中にもある）「政務活動費に関する透明性の確保と説明責任の徹底を求める申し入れ」をする前に、「モラル確立に関する決議」を上げておきたい議員が多数いた、ということらしい。どうりで、申し入れを考えていた無所属議員には、決議案に関する事前の相談がなかったわけだ。

モラル確立に反対する人は誰もいません。しかし、なにかはつきりしないこの決議。市民からの追及をかわすために、また安曇野市議会が指摘さ

れている問題を解決済みと印象付けるために提案されたとしたら、私には考えられませんでした。

公職選挙法に抵触する寄付行為があったのか、安曇野市議会内ではまだ事実関係が明らかにされていません。また政務活動費の使途への疑惑についても、議会として説明責任を果たしていません。

そのような段階で「モラル確立に関する決議」で幕引きを狙うようなやり方はおかしいと考え、私は現時点での安曇野市議会のモラル確立に関する決議を上げることには反対しました。（反対は2名、賛成多数で可決）

ママさん♪議会を見に行こうツアー

これまで議会に関心のうすかった子育て世代を中心としたグループの皆さんが、市議会の傍聴に訪れました。「私たちがより近づくことで、政治はもっと身近になるし、私たち自身が、この地域を作っていくんだって実感できるはずですよ。ぜひ一緒に、議会を見に行きましょう！」の呼び掛けに15名もの参加があったそうです。議場がいつになく活気に包まれました。

